

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第41号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成12年鳥取市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第6条第3項中「200の項」を「199の項」に、「201の項」を「200の項」に改める。

別表第1の174の項中「192の項」を「191の項」に改め、同表179の項を削り、同表180の項中「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に改め、同項を同表179の項とし、同表181の項から202の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。